

中小企業振興基本条例普及啓発事業実施委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

中小企業振興基本条例普及啓発事業実施委託業務

2 事業の趣旨

中小企業は、その事業所数及び従業者数等において、県内の産業と雇用を支える存在であるが、中小企業経営者も含め、そうしたことに対する認識は非常に低い。このため、本県において平成24年10月16日に公布・施行した「愛知県中小企業振興基本条例」の普及と併せて、こうした事実についても啓発を図ることで、条例が期待する中小経営者の自主的な経営努力等を促すことを目的とする。

3 事業内容

(1) 中小企業団体への訪問啓発活動

県内全域の商工会・商工会議所、事業協同組合等の中小企業を主な構成員とする団体に訪問して、中小企業振興基本条例に関する資料を配布・説明し、中小企業の存在の重要性や地域社会に対する貢献への期待等、条例制定の背景を周知・啓発する。

(2) 普及啓発催事の開催

中小企業は、その事業所数及び従業者数等において、県内の産業と雇用を支える存在であるが、そうしたことに関する認知は充分でないため、中小企業の存在意義や、それを採り上げた条例が制定されたこと等に関する公開の普及啓発催事を開催する。

なお、催事の開催は、名古屋市内の会場において1回開催することを最低限度とする。

4 委託業務の概要

(1) 中小企業団体への訪問啓発活動

中小企業の価値とそれを採り上げた条例の制定についての普及啓発資料を作成するとともに、これを活用して、中小企業を構成員とする団体等へ訪問し、2ヶ月程度集中的に啓発活動を行う。

ア 普及啓発資料（2種）のデザイン及び印刷（訪問啓発資料及び普及啓発催事の資料として使用）

仕様は、以下のとおりとするが、2種類の啓発資料については、基本的な色遣いやロゴデザイン・イラスト等について、統一感を保つよう留意すること。

a 中小企業の存在意義についてのパンフレット又はリーフレット

部数：3,000部以上

ページ数：4ページ程度（表紙を含む）

仕上規格：A4縦、カラー4色印刷、両面刷

用紙（表紙を含む）：四六版90K、総合評価値80以上

製本種別：ホチキス可（リーフレットの場合は2ツ折り可）

綴方向：左

リーフレットの構成・内容については、甲（愛知県）が原資料を提供し、これを基に、Wordのオートシェイプ機能による図及びExcelグラフ等の見やすいイラストへの変更を含め、誌面のデザ

インを行うものとする。

リーフレットの著作権は、甲(愛知県)に帰属するものとする。

b 中小企業振興基本条例に関する啓発冊子

部数：10,000部以上

ページ数：12ページ程度(表紙を含む)

仕上規格：A4縦、カラー4色印刷、両面刷

用紙(表紙を含む)：四六版90K、総合評価値80以上

製本種別：中綴じ

綴方向：左

冊子の構成・内容については、甲(愛知県)が原資料を提供し、これを基に、誌面のデザインを行うこととする。

冊子の著作権は、甲(愛知県)に帰属するものとする。

イ 訪問普及啓発

アで作成した啓発資料を活用し、県内中小企業団体への訪問啓発活動を実施する。訪問先としては、県内の商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の会員組合、中小企業者を会員とする任意の団体等を想定する。

(2) PRイベント開催業務

中小企業の存在意義やそれを採り上げた条例が成立したことを普及啓発する催事(PRイベント)を開催する。

ア 会場借上げ等

イベント会場の借上げ及び使用に係る調整、手続き等の業務

イ 出展パネル、看板等の会場レイアウトの作成・設営・撤去

ウ 催事の企画・運営

講師選定については、受託者において候補者を提示し、発注者との調整の上決定する。

エ 県及び中小企業支援機関の取組を紹介するパネル展示の企画・運営

オ 上記以外の併設展等集客イベント等の企画・運営

カ 来場者勧誘活動

キ PRイベントにおける、県が指定するパンフレット等資料の配付

ク 来場者の受付を始めとした開催中の会場の管理・運営

ケ その他本イベントに関して必要な業務

(3) 事業記録作成業務

ア 上記(1)から(2)に掲げる事業の記録(訪問啓発活動の記録、記録写真の撮影、新聞、メディア等の掲載記事等の収集等)を作成する。

イ 上記(2)の事業における来場者に対するアンケート調査を実施し、結果をとりまとめるとともに、事業の効果や今後の課題等の検証を行う。

ウ ア、イを報告書にとりまとめる(紙媒体3部、電子媒体Word形式:CD-ROM1枚)。

5 契約期間

契約締結日から平成25年3月15日（金）までとする。

6 守秘義務

甲及び乙は、本委託業務を通じて知り得た情報を、本委託業務の実施以外の目的で利用しないものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。